2　フロン類破壊業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第十による報告書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

（フロン類の回収等の費用に関する料金の説明に係る事項）

第八十五条　法第七十四条第二項の主務省令で定める事項は、フロン類の回収、フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及びフロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用の明細とする。

（業務規程の記載事項）

第八十六条　法第七十八条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　情報処理業務を行う時間に関する事項

二　情報処理業務を行う事務所の所在地

三　情報処理業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する事項

四　情報処理業務に用いる設備に関する事項

五　電子情報処理組織の利用条件及び手続に関する事項

六　電子情報処理組織の利用者への情報提供に関する事項

七　電子情報処理組織の利用料金及びその収受の方法に関する事項

八　区分経理の方法その他の経理に関する事項

九　情報処理業務に関して知り得た情報の管理（情報の安全を確保するために必要な措置を含む。）及び秘密の保持に関する事項

十　情報処理業務に関して知り得た情報の漏えいが生じた場合の措置に係る事項

十一　情報処理業務に関する苦情及び紛争の処理に関する事項

十二　法第八十条の規定により業務の休廃止を行った場合及び法第八十五条第一項の規定により指定を取り消された場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項

十三　その他情報処理業務の実施に関し必要な事項

（事業計画書等の認可の申請）

第八十七条　情報処理センターは、法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（法第七十六条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添え、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　事業計画書

二　収支予算書

三　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

五　前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2　前項第一号の事業計画書には、法第七十七条各号に掲げる業務の実施に関する計画並びに情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通しその他必要な事項を記載しなければならない。

（事業計画書等の変更の認可の申請）

第八十八条　情報処理センターは、法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号及び第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（事業報告書等の提出）

第八十九条　情報処理センターは、毎事業年度の終了後三月以内に、法第七十九条第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（情報処理センターの帳簿の保存）

第九十条　法第八十二条の帳簿は、各月ごとの次条各号に定める事項について翌月の末日までに備え、備えた日から起算して十年を経過する日までの間保存しなければならない。

（情報処理センターの帳簿記載事項）

第九十一条　法第八十二条の規定により主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第一種フロン類充**塡**回収業者及び第一種特定製品の管理者（その使用に係る入出力装置が当該情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。）の数の状況

二　法第三十八条第一項及び法第四十条第一項の規定による登録の状況

三　法第三十八条第二項及び法第四十条第二項の規定による通知の状況

四　利用料金の収受の状況

（立入検査の身分証明書）

第九十二条　法第八十三条第二項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。

2　法第九十二条第二項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

（条例等に係る適用除外）

第九十三条　前条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

（第一種特定製品に充**塡**されているフロン類の表示）

第九十四条　法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあっては、当該第一種特定製品に冷媒として充**塡**されているフロン類の地球温暖化係数とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（附則第四条において「施行日」という。）から施行する。

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の廃止）

第二条　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省・環境省令第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　第五十二条、第五十三条及び第八十四条の規定は、平成二十八年度以降に行う当該各条に規定する報告について適用し、平成二十七年度に行う報告については、なお従前の例による。

第四条　第九十四条の規定によって行うべき表示は、施行日から六月を経過する日までは、なお従前の例による。

別表第一（第四十条関係）

フロン類の圧力区分	圧　力
低圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル未満のもの）	〇・〇三メガパスカル
高圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル以上二メガパスカル未満であって、フロン類の充**塡**量が二キログラム未満のもの）	〇・一メガパスカル
高圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル以上二メガパスカル未満であって、フロン類の充**塡**量が二キログラム以上のもの）	〇・〇九メガパスカル
高圧ガス（常用の温度での圧力が二メガパスカル以上のもの）	〇・一メガパスカル